

## 「じよいなす豊川」情報発信規約

### (目的)

第1条 WEBアプリケーション「じよいなす豊川」の運用による情報発信を行うにあたり、豊川市（以下「市」という。）、豊川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規約において「じよいなす豊川」とは、市又は社協（以下「管理者」という）の承認を得た投稿者が自主的に行う活動情報を投稿でき、投稿者の活動情報を探す者（以下「利用者」という。）がインターネット上で検索及び閲覧できることを目的とした機能を無料で提供するWEBサービスと定義する。

### (投稿できる情報)

第3条 「じよいなす豊川」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 営利を目的としない情報
- (2) 市民が参加できるイベント、ボランティア、行事等に関する情報
- (3) 市民が利用できる社会資源に関する情報
- (4) 防災に関する情報
- (5) その他市長が必要と認めた情報

### (投稿の責任)

第4条 投稿内容により他者の権利を侵害した場合、投稿者が責任を負う。

### (投稿用アカウントの取得)

第5条 「じよいなす豊川」に投稿しようとする者は、申請を行い、管理者の承認を得ることで、投稿用アカウントを取得するものとする。

### (投稿用アカウントの発行)

第6条 前条の申請時には管理者がこれを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

### (投稿用アカウントの管理)

第7条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適切に管理する。

2 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には管理者へ速やかに報告する。

(投稿者の権限)

第8条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「じよいなす豊川」に投稿することができる。

(個人情報の保護)

第9条 【じよいなす豊川】投稿用アカウントの取得申請時に取得した次の情報を、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者はこれに同意するものとする。

- (1) 申請者の職・氏名（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (2) 法人・団体名（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (3) 投稿責任者（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (4) 登録メールアドレス（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (5) 運用体制（投稿体制の把握に利用）

2 管理者は、投稿用アカウントの取得申請で取得した情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、管理者より提供された以下の情報を適正に管理する。

- (1) 登録ニックネーム名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- (2) 登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）

(メンテナンス作業に伴うサービス停止)

第10条 システム内に保管されている情報については、契約事業者においてデータのバックアップ作業を行う。

- 2 契約事業者は、システムのソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的とし、毎月1回、計画メンテナンスを実施する。
- 3 契約事業者は、前項の計画メンテナンス以外の日程で、システムのソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的とし、臨時のメンテナンスを行うことができるものとする。
- 4 前2項及び前項のメンテナンスについては、システムのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

(サービス提供の終了)

第11条 管理者の都合により、「じよいなす豊川」の継続的な提供が困難と判断された場合、管理者はサービスの提供を終了することができる。

2 管理者は前項によりサービスの提供を終了する場合、事前に投稿者へ通知するものとする。

(統計データとしての利用について)

第12条 管理者は投稿された情報について、統計データとして次のとおり利用の権限を有することとする。

- (1) 活動実施団体
- (2) 活動の実施日
- (3) 活動の実施場所
- (4) その他、投稿の際に提供された情報

(禁止事項及び投稿の削除)

第13条 投稿者は、サイトの利用に当たり、次に掲げる行為をおこなってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録団体または第三者の著作権を侵害する行為。
- (4) 他の登録団体または第三者を誹謗中傷する行為。
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動またはこれに類する行為。
- (6) サイトの運営を妨害する行為。
- (7) その他、運営者が不適当と認めた行為。

2 管理者は、投稿の内容が前項の禁止事項に該当する場合に投稿を削除することができる。

3 管理者は、他の投稿者と投稿の内容が重複している場合、又は投稿の内容が誤っていると判断される場合、投稿した内容の修正又は削除を投稿者へ依頼しに管理者が当該投稿を修正又は削除することができる。

(投稿用アカウントの削除)

第14条 管理者は、第13条の基準により投稿を削除された投稿用アカウントに対し、機能の制限やアカウントの削除をすることができる。

(その他)

第15条 その他、情報の取り扱いについては、豊川市情報セキュリティポリシーに準ずるものとする。

付 則

この規約は、令和7年3月1日から施行する。

この規約は、令和8年1月14日から施行する。